

## 第10号議案

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の6.80」を「100分の6.52」に改める。

第5条中「26,433円」を「27,700円」に改める。

第6条第1号中「25,159円」を「25,300円」に改め、同条第2号中「12,579円」を「12,650円」に改め、同条第3号中「18,869円」を「18,975円」に改める。

第7条中「100分の2.51」を「100分の2.94」に改める。

第8条中「9,212円」を「11,800円」に改める。

第8条の2第1号中「8,769円」を「10,700円」に改め、同条第2号中「4,384円」を「5,350円」に改め、同条第3号中「6,576円」を「8,025円」に改める。

第9条中「100分の2.36」を「100分の2.46」に改める。

第10条中「16,899円」を「19,100円」に改める。

第24条第1項第1号ア中「18,504円」を「19,390円」に改め、同号イ(ア)中「17,612円」を「17,710円」に改め、同号イ(イ)中「8,806円」を「8,855円」に改め、同号イ(ウ)中「13,209円」を「13,283円」に改め、同号ウ中「6,449円」を「8,260円」に改め、同号エ(ア)中「6,139円」を「7,490円」に改め、同号エ(イ)中「3,069円」を「3,745円」に改め、同号エ(ウ)中「4,604円」を「5,618円」に改め、同号オ中「11,830円」を「13,370円」に改め、同項第2号ア中「13,217円」を「13,850円」に改め、同号イ(ア)中「12,580円」を「12,650円」に改め、同号イ(イ)中「6,290円」を「6,325円」に改め、同号イ(ウ)中「9,435円」を「9,488円」に改め、同号ウ中「4,606円」を「5,900円」に改め、同号エ(ア)中「4,385円」を「5,350円」に改め、同号エ(イ)中「2,192円」を「2,675円」に改め、同号エ(ウ)中「3,288円」を「4,013円」に改め、同号オ中「8,450円」を「9,550円」に改め、同項第3号ア中「5,287円」を「5,540円」に改め、同号イ(ア)中「5,032円」を「5,060円」に改め、同号イ(イ)中「2,516円」を「2,530円」に改め、同号イ(ウ)中「3,774円」を「3,795円」に改め、同号ウ中「1,843円」を「2,360円」に改め、同号エ(ア)中「1,754円」を「2,140円」に改め、同号エ(イ)中「877円」を「1,070円」に改め、同号エ(ウ)中「1,316円」を「1,605円」に改め、同号オ中「3,380円」を「3,820円」に改め、同条第2項第1号ア

中「3,965円」を「4,155円」に改め、同号イ中「6,608円」を「6,925円」に改め、同号ウ中「10,573円」を「11,080円」に改め、同号エ中「13,217円」を「13,850円」に改め、同項第2号ア中「1,382円」を「1,770円」に改め、同号イ中「2,303円」を「2,950円」に改め、同号ウ中「3,685円」を「4,720円」に改め、同号エ中「4,606円」を「5,900円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。